

**国家税務総局：税収協定の関連条項の執行問題に関する通知**  
**国税函〔2010〕46号**

各省、自治区、直轄市ならびに計画単列市国家税務局、地方税務局、揚州税務進修学院：

先日広東省地方税務局の《国家税務総局：税収協定のライセンスフィー条項の執行に関する問題に関する通知》(国税函〔2009〕507号)の執行におけるいくつかの問題について意見を伝える書簡を受領した。書簡に記された状況をもとに、ここに当該文書の関連執行問題について下記の通り補充通知をする。

一、占有技術使用権譲渡にかかわる技術サービス活動は技術譲渡の一部分とみなすべきであり、これによりもたらされた所得は税収協定のライセンスフィーの範囲に該当する。但し協定に基づいてライセンスフィー受益所有者がライセンスフィー発生国に設立された常設機構を通じて営業し、且つ当該ライセンス費用を支払うことによる権利と常設機構が実際に連絡があることに関する関連規定に基づいて、技術許可側が技術使用側に人員を派遣し、譲渡技術についてサービスを提供し、且つサービス提供時間が協定の常設機構の規定基準に達している場合、常設機構を構成するという状況のもと、常設機構部分に帰属するサービス収入に対し協定第七条の営業利益条項の規定を執行し、サービスを提供する人員に対し協定の非独立個人役務条項の関連規定を執行することとする。常設機構を構成しない、あるいは常設機構に帰属しないサービス収入はライセンスフィー規定にしたがい処理する。

二、技術被譲渡側が契約締結後ただちに技術サービスフィーを含む費用を支払うこと、すなわち事前にサービス提供時間が常設機構を構成するか否か確定することができない場合、暫定的にライセンスフィー条項の規定を執行することができる。常設機構構成の確定を待ち、且つ関係所得と当該常設機構有との間に実際のある関係があると認定された後、協定の関連条項の規定にしたがい、常設機構に帰属する利益に対し企業所得税徴収及び関連人員に対し個人所得税を徴収する際は、既にライセンスフィー条項において行うべきと規定している処理に従って相応の調整を加える。

三、2009年10月1日以前に締結された技術譲渡及びサービス契約は、関連サービス活動が10月1日をまたぎ、またサービス所得に対し税務処理を行っていない場合においていずれも上述規定及び国税函〔2009〕507号文の関係規定を執行することとし、10月1日をまたぐ技術サービスが常設機構を構成するか否か判定をする場合、その全ての業務時間は常設機構を構成する時間として計算することとするが、10月1日以前に技術譲渡及び関連サービス収入においてライセンスフィー条項の規定を執行することで既に徴収済みの税額部分について、改めて調整は行わないものとする。

国家税務総局

二〇一〇年一月二十六日

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/佐々木清美)